平成25年11月28日
産業構造審議会
第3回知的財産分科会

資料5

産業競争力強化法案における特許料等の減免措置について

平成25年11月
特　　許　　庁

産業競争力の強化に資する措置として、中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料等の減免措置を講じる。この措置を同一内容の案件に適用する場合、日本の料金水準は米国の最大限の減免措置の約半分の水準になる。

1. 減免の対象

産業競争力強化に資する技術分野の出願について、新たな産業の創出に対する寄与の程度と資力を考慮して定める要件に該当する者を対象に、特許料等の減免措置を講ずる。具体的な対象者としては以下を想定（政令委任事項）。

①小規模企業（従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下））
②中小ベンチャー企業（設立10年未満、資本金3億円以下）
※①及び②ともに個人事業主を含む。大企業の子会社など支配法人のいる場合は対象外。

2. 減免措置の内容

集中実施期間（平成25年度以降の5年度の期間）の時限措置（施行日から時限の期間内に審査請求又は国際出願したものが対象）として特許料等を軽減。具体的には1／3に軽減することを想定（政令委任事項）。

＜国内出願＞
①審査請求料　　1／3に軽減
②特許料（第1年から第10年分）　　1／3に軽減
＜国際出願（PCT出願）＞※日本語の出願に限定
①調査・送付手数料（JPO分）　　1／3に軽減
②予備審査手数料（JPO分）　　1／3に軽減
※出願手数料と予備審査手数料（いずれも WIPO 分）については、1／3まで軽減すべく交付金を予算要求中。

3. 施行期日

特許料等の減免措置については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（平成26年4月1日施行を想定）。

日米欧中韓特許庁の料金水準（中小企業への減免措置を含む）の比較

資料5

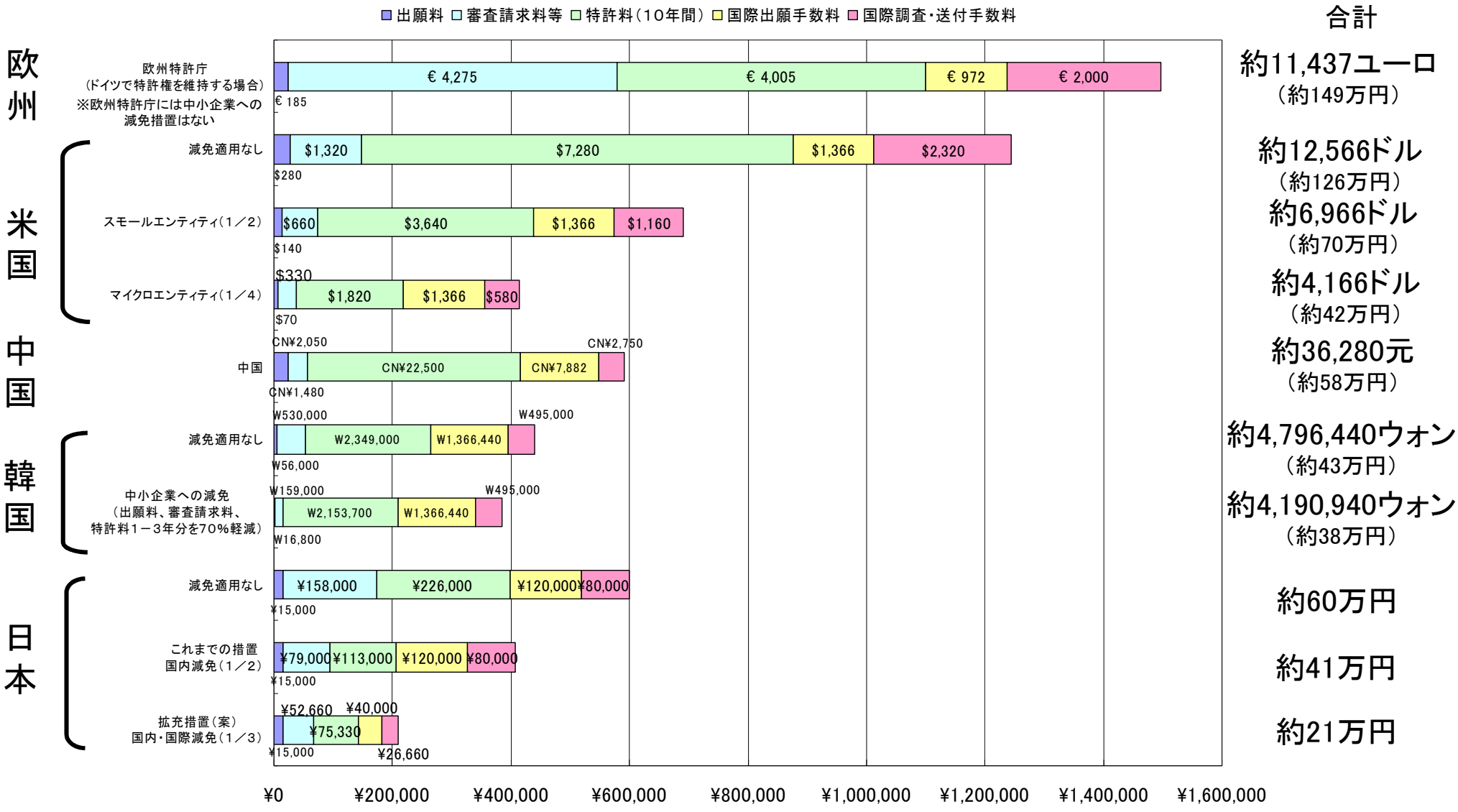

※出願時請求項数10、登録時請求項数6、ページ数40の場合。

※1ドル＝100円、1ユーロ＝130円、1元＝16円、1ウォン＝0．09円、1スイスフラン=6.68元=1158ウォンで算出。

※米国は国際調査・送付手数料の減免措置を来年から導入予定。

※中国・韓国は上記の料金減免の他に各種の補助金あり

減免措置の対象企業

資料5

従来の減免措置

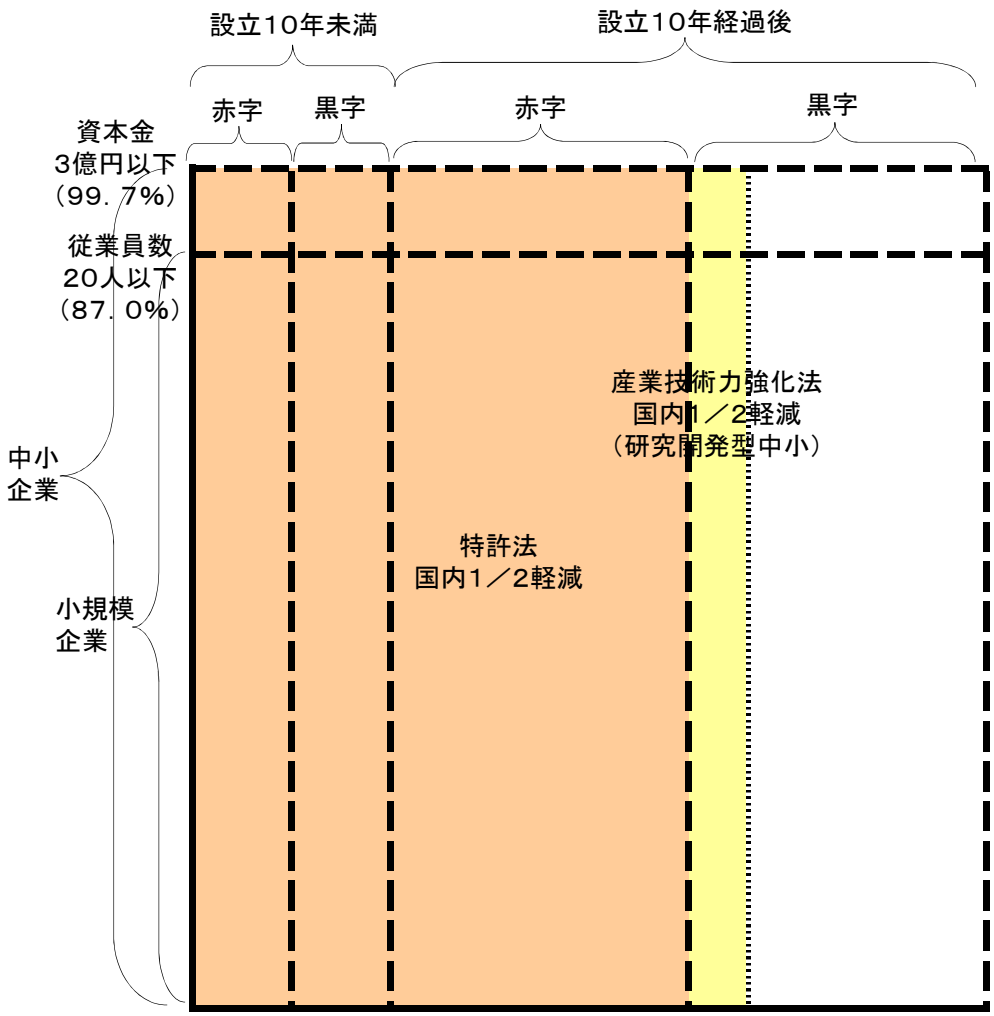

今回の措置の適用後

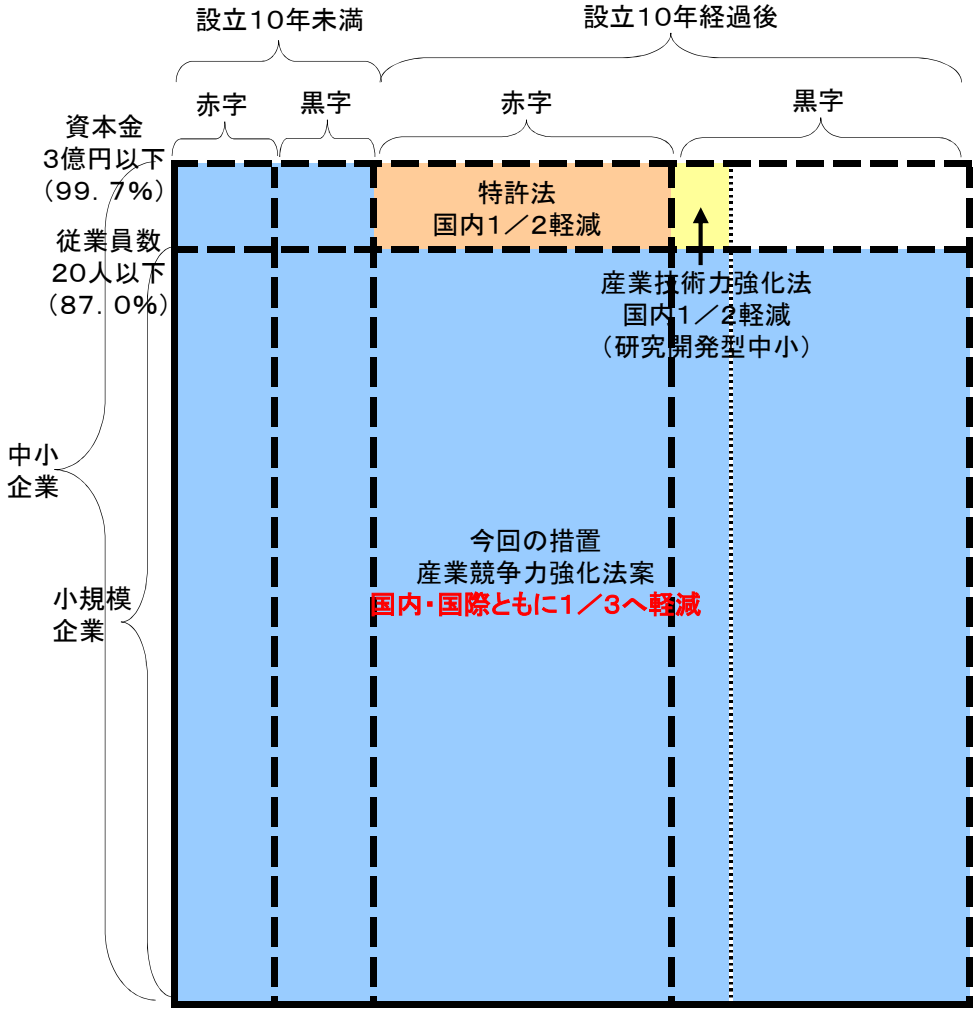

※中小企業の定義

中小企業基本法　製造業その他　資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
（卸売業は1億円以下又は100人以下、小売業は5千万円以下又は50人以下、サービス業は5千万円以下又は100人以下）

特許法　資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社